

山梨県地域公共交通計画の概要について

1 経緯

- ・令和2年11月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、地方公共団体は「地域公共交通計画」の作成が努力義務化された。
- ・計画策定は国による乗合バスの運行費補助の要件(令和6年度補助金までは猶予)になっており、猶予期間までには計画を策定し、広域路線バスについて位置づけることが必要になった。
- ・今後、人口減少や高齢化社会の進展などにより、公共交通に対する環境や交通需要が変化しているなか、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加など、公共交通を取り巻く問題解決に向け、公共交通に関するニーズ調査などを踏まえ、持続可能な地域公共交通の形成を目指し、関連計画との連携を図りながら公共交通全般について協議が必要なことから、山梨県地域公共交通協議会(法定協議会)を設置し、本県にふさわしい新たな公共交通のあり方を検討することとなった。

2 幹線バスの運行状況について

運行担当社		運行系統名
山梨交通(株)	(1)	甲府駅～野牛島～御勅使
山梨交通(株)	(2)	敷島団地～伊勢町～小瀬スポーツ公園
山梨交通(株)	(3)	敷島団地～昭和バイパス～山梨医大病院
山梨交通(株)	(4)	敷島営業所～グリーンライン～昇仙峡滝上
山梨交通(株)	(5)	敷島営業所～竜王駅～昇仙峡口
山梨交通(株)	(6)	敷島営業所～御所循環～敷島営業所
山梨交通(株)	(7)	敷島営業所～山梨英和大学～石和温泉駅
山梨交通(株)	(8)	敷島営業所～後屋～山梨医大病院

山梨交通(株)	(9)	敷島営業所～中央病院～御勅使
山梨交通(株)	(10)	甲府駅～十五所～鰍沢営業所
山梨交通(株)	(11)	小笠原下仲町～西野～中央病院
山梨交通(株)	(12)	小笠原車庫～十五所～甲府駅
山梨交通(株)	(13)	甲府駅～十五所～フォレストモール
山梨交通(株)	(14)	韮崎～増富温泉郷
山梨交通(株)	(15)	韮崎駅～大草～甲府駅
山梨交通(株)	(16)	韮崎駅～敷島～甲府駅
西東京バス(株)	(17)	奥多摩駅～奥多摩湖～丹波
西東京バス(株)	(18)	奥多摩駅～留浦、大菩薩峠東口～小菅の湯
西東京バス(株)	(19)	奥多摩駅～奥多摩湖～鴨沢西
富士急バス(株)	(20)	河口湖駅～膳棚、旭日丘～御殿場駅
富士急バス(株)	(21)	河口湖駅～市立病院、内野、平野～河口湖駅
富士急バス(株)	(22)	富士山駅～精進湖、富士宮駅～新富士駅
富士急モビリティ (株)	(23)	河口湖駅～旭日丘～御殿場駅

3 地域公共交通計画について

・地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たす。国が定める「地域公共交通の活性化および再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて「活性化再生法に基づく協議会(法定協議会)」を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していく。

・地域公共交通計画においては、従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉運送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客サービスの提供を確保することを求めている。

その際、交通系 IC カードやキャッシュレス化、Wi-Fi の整備といった最新の技術や、さらには MaaS(マース:Mobility as a Service)、AI(人工知能)による配車、自動運転などの技術も最大限活用して生産性を向上しつつ、地域の高齢者をはじめ、旅行者を含めた幅広い利用者にとって使いやすいサービスの提供が必要であるとされている。

・このように地域公共交通計画は、地域の社会・経済の基盤となるもので、基本的にすべての地方公共団体において、計画の作成や実施を「努力義務」として定めている。



4 計画策定の流れ



